

(19) 日本国特許庁(JP)

再公表特許(A1)

(11) 国際公開番号

W02009/081854

発行日 平成23年5月6日 (2011.5.6)

(43) 国際公開日 平成21年7月2日 (2009.7.2)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
C12Q 1/68 (2006.01)	C12Q 1/68 ZNAA	4B024
C12N 15/09 (2006.01)	C12N 15/00 A	4B063
C07K 16/40 (2006.01)	C07K 16/40	4H045
G01N 33/573 (2006.01)	G01N 33/573 A	
G01N 33/53 (2006.01)	G01N 33/53 Q	

審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全 36 頁)

出願番号 特願2009-547074 (P2009-547074)	(71) 出願人 305060567 国立大学法人富山大学 富山県富山市五福3190
(21) 国際出願番号 PCT/JP2008/073175	
(22) 国際出願日 平成20年12月19日 (2008.12.19)	
(31) 優先権主張番号 特願2007-330025 (P2007-330025)	(74) 代理人 100099623 弁理士 奥山 尚一
(32) 優先日 平成19年12月21日 (2007.12.21)	(74) 代理人 100096769 弁理士 有原 幸一
(33) 優先権主張国 日本国 (JP)	(74) 代理人 100107319 弁理士 松島 鉄男
	(74) 代理人 100114591 弁理士 河村 英文
	(74) 代理人 100118407 弁理士 吉田 尚美
	(74) 代理人 100125380 弁理士 中村 綾子

最終頁に続く

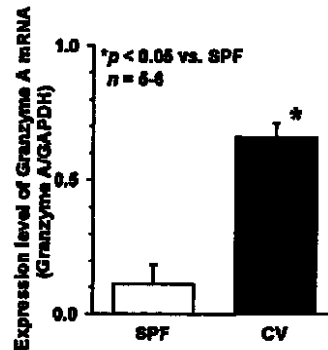
(54) 【発明の名称】 アレルギー性疾患のバイオマーカーおよびその利用

(57) 【要約】

掻痒などの、ヒスタミン遊離のみを原因とするものではないアレルギー反応に起因するアレルギー疾患に対するバイオマーカーとその利用を提供する。

バイオマーカーとしてグランザイムAを利用する、従来の抗アレルギー薬が効きにくい難治性の掻痒性皮膚疾患の指標を提供することが可能となり、当該疾患の容易かつ確かな診断をすることができる。また、抗原抗体反応系に依存したものでないIV型アレルギー様な反応が存在するアレルギー疾患の診断等が可能となる。また、グランザイムAを利用するスクリーニングにより、新規なアレルギー性疾患の治療剤の開発が可能となる。また、グランザイムの作用を特異的に調節する薬剤により、副作用の少ないアレルギー性疾患の治療が可能となる。

【図9】



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

グランザイム A 遺伝子の一部の塩基配列を有するポリヌクレオチドおよび/または当該ポリヌクレオチドに相補的なポリヌクレオチドを含有してなるアレルギー性疾患のバイオマーカー。

【請求項 2】

アレルギー性疾患が、ヒスタミン遊離のみを原因とするものではないアレルギー反応に起因し、当該疾患の検査においてプローブまたはプライマーとして使用される請求項 1 記載のバイオマーカー。

【請求項 3】

アレルギー性疾患が掻痒を伴うアレルギー性疾患である請求項 1 または 2 に記載のバイオマーカー。

【請求項 4】

下記の工程 (A) および (B) を含む、アレルギー性疾患の診断方法：

(A) 被験者の生体試料中のグランザイム遺伝子の発現量を測定する工程、および

(B) 前記 (A) の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の有無を判断する工程。

【請求項 5】

下記の工程 (a)、(b) および (c) を含む、アレルギー性疾患の診断方法：

(a) 被験者の生体試料から調製された RNA または該 RNA から転写された相補的ポリヌクレオチドと請求項 1 ~ 3 いずれかに記載のバイオマーカーとを結合させる工程、

(b) 該バイオマーカーに結合した生体試料由来の RNA または該 RNA から転写された相補的ポリヌクレオチドを、前記バイオマーカーを指標として測定する工程、

(c) 前記 (b) の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の有無を判断する工程。

【請求項 6】

グランザイム A を認識する抗体を含有してなるアレルギー性疾患のバイオマーカー。

【請求項 7】

アレルギー性疾患が、ヒスタミン遊離のみを原因とするものではないアレルギー反応に起因し、当該疾患の検査においてグランザイム A 検出用抗体として使用される請求項 6 記載のバイオマーカー。

【請求項 8】

アレルギー性疾患が掻痒を伴うアレルギー性疾患である請求項 6 または 7 に記載のバイオマーカー。

【請求項 9】

下記の工程 (A) および (B) を含む、アレルギー性疾患の診断方法：

(A) 被験者の生体試料中のグランザイム A の発現量を測定する工程、および

(B) 前記 (A) の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の有無を判断する工程。

【請求項 10】

下記の工程 (a)、(b) および (c) を含むアレルギー性疾患の診断方法：

(a) 被験者の生体試料から調製されたタンパク質と請求項 6 ~ 8 いずれかに記載のバイオマーカーとを結合させる工程、

(b) 該バイオマーカーに結合した生体試料由来のタンパク質を、前記バイオマーカーを指標として測定する工程、および

(c) 前記 (b) の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の有無を判断する工程。

【請求項 11】

下記の工程 (a)、(b) および (c) を含む、グランザイム A の発現を抑制する物質のスクリーニング方法：

(a) 被験物質とグランザイム A の発現を測定可能な細胞とを接触させる工程、

(b) 被験物質を接触させた細胞におけるグランザイム A の発現量を測定し、該発現量を被験物質を接触させない対照細胞におけるグランザイム A の発現量と比較する工程、および

(c) 前記 (b) の比較結果に基づいて、グランザイム A の発現量を減少させる被験物質を

10

20

30

40

50

選択する工程。

【請求項 1 2】

下記の工程 (a)、(b) および (c) を含む、掻痒を抑制する物質のスクリーニング方法：

(a) 被験物質をグランザイム A に接触させる工程、

(b) 被験物質によるグランザイム A の活性阻害を測定する工程、および

(c) 前記 (b) の測定結果に基づいて、掻痒を抑制する被験物質を選択する工程。

【請求項 1 3】

前記掻痒がアレルギー性疾患に伴うものである、請求項 1 2 に記載のスクリーニング方法。

【請求項 1 4】

グランザイム A に結合する抗体を含有してなるアレルギー性疾患の治療剤。

【請求項 1 5】

グランザイム A の発現量を抑制する物質を有効成分とする、アレルギー性疾患の治療剤。

【請求項 1 6】

前記物質がグランザイム A に対する抗体または当該抗体をコードする核酸分子を含む発現ベクターである請求項 1 5 に記載の治療剤。

【請求項 1 7】

セリンプロテアーゼ阻害作用を有するものである請求項 1 5 または 1 6 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 1 8】

グランザイム A 遺伝子の発現を抑制する物質を有効成分とする、アレルギー性疾患の治療剤。

【請求項 1 9】

前記物質が、グランザイム A 遺伝子に対するアンチセンス核酸、リボザイム、デコイ核酸または siRNA である請求項 1 8 に記載の治療剤。

【請求項 2 0】

セリンプロテアーゼ阻害作用を有するものである請求項 1 8 または 1 9 に記載の治療剤。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

アレルギー性疾患のバイオマーカーおよびその利用に関する。詳しくは掻痒等の、ヒスタミン遊離のみを原因とするものではないアレルギー反応に起因するアレルギー疾患に対するバイオマーカーとしてのグランザイム A とその利用に関する。

【背景技術】

【0002】

痒みは、ヒトに掻きたいとの衝動を引き起こす感覚として容易に理解される。しかし、「古典的な起痒物質のヒスタミン (histamine) がマウスなどの動物に掻き動作を起こさない」、「慢性痛モデル動物のアジュバント関節炎ラットの掻き動作が鎮痛薬で抑制される」などから、動物の掻き動作が必ずしもヒトの痒みの指標とはならないとされてきた。

マウスの背中 (首に近い吻側部) の皮膚に起痒物質と発痛物質を注射すると、起痒物質のみが後肢による掻き動作を引き起こし、掻き動作が痒みの指標となる (非特許文献 1)。ヒトは、身体のほとんどの部位を手で掻くことができる。しかし、マウスは後肢を掻くことが出来ない。マウスは、後肢に痒み刺激を加えると噛む反応を示し、痛み刺激では舐める反応を示す (非特許文献 2)。

【0003】

蚊に刺されると多くのヒトが強い痒みを感じる。蚊刺しによる皮膚反応と痒みは、アレルギー性反応だと考えられている。初回の蚊刺しはマウスに掻き動作をほとんど起こさないが、1週間に2回の頻度で蚊刺しを繰り返すと、次第に掻き動作が増加する。蚊唾液腺抽出物の反復注射でも掻き動作が次第に増加する。この掻き動作の増加は、肥満細胞 (マスト

10

20

30

40

50

細胞) 欠損マウスでも観察される。また、感作マウスでは、蚊刺による血漿血管漏出が H_1 ヒスタミン受容体遮断薬によって抑制されるが、掻き動作は抑制されない。すなわち、皮膚の即時型アレルギーによる痒みには、マスト細胞 - ヒスタミン系以外の機序が重要である(非特許文献3)。

蚊唾液腺抽出物の反復注射で増加するマウスの掻き動作は、各種の抗アレルギー作用を有するアレルギー治療薬であるアゼラスチンにより抑制されるが、 H_1 ヒスタミン受容体遮断薬のテルフェナジンやステロイドのデキサメタゾンでは抑制されない。また、感作マウスに蚊唾液腺抽出物を注射すると、一次求心線維の活動が増加する。この反応をアゼラスチンは抑制するが、テルフェナジンは抑制しない(非特許文献4)。

【非特許文献1】Eur. J. Pharmacol., 275: 229-233 (1995)

【非特許文献2】Pain Res., 14: 53-59 (1999)

【非特許文献3】Jpn. J. Pharmacol., 86: 97-105 (2001)

【非特許文献4】J. Pharmacol. Sci., 91: 263-266 (2003)

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

従来、アレルギーの診断としては、マスト細胞からのヒスタミン遊離に基づいた抗原抗体反応を応用したものが多く、しかし、抗原抗体反応系に依存したものでないIV型アレルギーの様な反応が存在する。また、これまでの抗アレルギー薬は、マスト細胞の膜安定化及びその遊離物質に対する拮抗薬を中心に開発されてきた。しかし、難治性の掻痒性皮膚疾患の痒みには、第一選択薬として使用されている抗ヒスタミン薬が無効である場合が多く、新規な鎮痒薬の開発が望まれている。

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明者らは、痒み等のアレルギー疾患のモデル動物として、蚊唾液腺抽出物を用い感作したマウスを用いて蚊抽出物によりアレルギー反応を惹起し、アレルギー性の痒みを検討した結果、(1)感作マウスを蚊唾液腺抽出物で惹起すると、セリンプロテアーゼが遊離すること、(2)蚊アレルギー性掻痒がプロテアーゼ阻害剤で抑制されることを見出していた。

また、本発明者らは、感作マウス皮膚と非感作マウス皮膚に対しては、マスト細胞の数の変化はみられないか、少ない一方で、感作マウス皮膚において、CD4陽性(CD4⁺) T細胞の数は、非感作マウス皮膚より増加することをも見出していた。

本発明者らは、さらに鋭意検討を加え、感作マウス皮膚でプロテアーゼ活性が非感作マウスに比べて増加することから、感作マウスを蚊唾液腺抽出物で惹起すると、セリンプロテアーゼが遊離し、またリンパ球で発現するグランザイムA、BおよびCの全てが感作マウス皮膚で増加するが、CD4⁺ T細胞においてはグランザイムAのみ発現していることを見出した。さらに抗原刺激により誘発されるアレルギー性掻痒反応とグランザイムAの遊離の時間経過が一致し、CD4⁺ T細胞は、非感作マウス皮膚には認められず、感作マウス皮膚でのみ認められた。さらに、グランザイムAを皮内注射したマウスが、痒み反応を生じたことから、グランザイムAを介したアレルギー反応の存在が示唆された。グランザイムAの遊離がアレルギー疾患特異的であることから、グランザイムAをアレルギーの診断のバイオマーカーとして使用する方法を考案し、本発明を完成するに至った。本願発明は、以下に示す通りである。

【0006】

[1] グランザイムA遺伝子の一部の塩基配列を有するポリヌクレオチドおよび/または当該ポリヌクレオチドに相補的なポリヌクレオチドを含有してなるアレルギー性疾患のバイオマーカー。

[2] アレルギー性疾患が、ヒスタミン遊離のみを原因とするものではないアレルギー反応に起因し、当該疾患の検査においてプローブまたはプライマーとして使用される上記[1]記載のバイオマーカー。

10

20

30

40

50

[3] アレルギー性疾患が掻痒を伴うアレルギー性疾患である上記 [1] または [2] に記載のバイオマーカー。

[4] 下記の工程 (A) および (B) を含む、アレルギー性疾患の診断方法：

(A) 被験者の生体試料中のグランザイム遺伝子の発現量を測定する工程、および

(B) 前記 (A) の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の有無を判断する工程。

[5] 下記の工程 (a)、(b) および (c) を含む、アレルギー性疾患の診断方法：

(a) 被験者の生体試料から調製された RNA または該 RNA から転写された相補的ポリヌクレオチドと上記 [1] ~ [3] いずれかに記載のバイオマーカーとを結合させる工程、

(b) 該バイオマーカーに結合した生体試料由来の RNA または該 RNA から転写された相補的ポリヌクレオチドを、前記バイオマーカーを指標として測定する工程、

(c) 前記 (b) の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の有無を判断する工程。

[6] グランザイム A を認識する抗体を含有してなるアレルギー性疾患のバイオマーカー。

[7] アレルギー性疾患が、ヒスタミン遊離のみを原因とするものではないアレルギー反応に起因し、当該疾患の検査においてグランザイム A 検出用抗体として使用される上記 [6] 記載のバイオマーカー。

[8] アレルギー性疾患が掻痒を伴うアレルギー性疾患である上記 [6] または [7] に記載のバイオマーカー。

[9] 下記の工程 (A) および (B) を含む、アレルギー性疾患の診断方法：

(A) 被験者の生体試料中のグランザイム A の発現量を測定する工程、および

(B) 前記 (A) の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の有無を判断する工程。

[10] 下記の工程 (a)、(b) および (c) を含むアレルギー性疾患の診断方法：

(a) 被験者の生体試料から調製されたタンパク質と上記 [6] ~ [8] いずれかに記載のバイオマーカーとを結合させる工程、

(b) 該バイオマーカーに結合した生体試料由来のタンパク質を、前記バイオマーカーを指標として測定する工程、および

(c) 前記 (b) の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の有無を判断する工程。

[11] 下記の工程 (a)、(b) および (c) を含む、グランザイム A の発現を抑制する物質のスクリーニング方法：

(a) 被験物質とグランザイム A の発現を測定可能な細胞とを接触させる工程、

(b) 被験物質を接触させた細胞におけるグランザイム A の発現量を測定し、該発現量を被験物質を接触させない対照細胞におけるグランザイム A の発現量と比較する工程、および
(c) 前記 (b) の比較結果に基づいて、グランザイム A の発現量を減少させる被験物質を選択する工程。

[12] 下記の工程 (a)、(b) および (c) を含む、掻痒を抑制する物質のスクリーニング方法：

(a) 被験物質をグランザイム A に接触させる工程、

(b) 被験物質によるグランザイム A 活性の阻害を測定する工程、および

(c) 前記 (b) の測定結果に基づいて、掻痒を抑制する被験物質を選択する工程。

[13] 前記掻痒がアレルギー性疾患に伴うものである、上記 [12] に記載のスクリーニング方法。

[14] グランザイム A に結合する抗体を含有してなるアレルギー性疾患の治療剤。

[15] グランザイム A の発現量を抑制する物質を有効成分とする、アレルギー性疾患の治療剤。

[16] 前記物質がグランザイム A に対する抗体または当該抗体をコードする核酸分子を含む発現ベクターである上記 [15] に記載の治療剤。

[17] セリンプロテアーゼ阻害作用を有するものである上記 [15] または [16] のいずれかに記載の治療剤。

[18] グランザイム A 遺伝子の発現を抑制する物質を有効成分とする、アレルギー性疾

10

20

30

40

50

患の治療剤。

[1 9] 前記物質が、グランザイム A 遺伝子に対するアンチセンス核酸、リボザイム、デコイ核酸または s i R N A である上記 [1 8] に記載の治療剤。

[2 0] セリンプロテアーゼ阻害作用を有するものである上記 [1 8] または [1 9] に記載の治療剤。

【発明の効果】

【 0 0 0 7 】

本発明のバイオマーカーによると、従来の抗アレルギー薬が効きにくい難治性の掻痒性皮膚疾患の指標を提供することが可能となり、当該疾患の容易かつ的確な診断をすることができる。本発明のアレルギー性疾患の診断方法によると、抗原抗体反応系に依存したものでない IV 型アレルギー様な反応が存在するアレルギー疾患の診断等が可能となる。

特に、抗ヒスタミン薬を投与しても効果がない又は効果が低いアレルギー疾患の患者を、本発明のバイオマーカーにより同定することができる。アレルギー治療において第一選択薬として抗ヒスタミン薬が処方されることが多い現状の下では、上記患者を治療前に同定して、別の治療計画を取ることににより、無駄な治療を避け、より効果的な治療方針を選択でき、患者の経済的及び精神的な負担が軽減できるとともに、医療費の削減を図ることができる。

本発明のスクリーニング方法によると、グランザイム A の作用機序に基づく新規なアレルギー性疾患の治療剤の開発が可能となる。本発明の治療剤によると、グランザイム A の作用を特異的に調節することができ、副作用の少ないアレルギー性疾患の治療が可能となる。

【図面の簡単な説明】

【 0 0 0 8 】

【図 1】図 1 は、蚊唾液腺抽出物で感作したマウス皮膚と非感作マウスの皮膚のプロテアーゼ活性を示した図である。縦軸は、非感作マウスにおけるプロテアーゼ活性を 1 0 0 としたときの相対値である。

【図 2】図 2 は、蚊唾液腺抽出物で感作したマウスに蚊唾液腺抽出物を投与すると、セリンプロテアーゼが遊離することを示す図である。

【図 3】図 3 は、蚊唾液腺抽出で感作したマウス皮膚と非感作マウス皮膚について、マスト細胞数を比べた写真である。

【図 4】図 4 は、蚊唾液腺抽出で感作したマウス皮膚と非感作マウス皮膚について、C D 4 + T 細胞数を比べた写真である。

【図 5】図 5 は、皮膚で発現しているグランザイムのサブタイプについて、リアルタイム P C R 法で調べた結果を示す図である。

【図 6】図 6 は、皮膚から単離した C D 4 + T 細胞に発現しているグランザイムのサブタイプについて、リアルタイム P C R 法で調べた結果を示す図である。

【図 7】図 7 は、健常マウスにグランザイム A を皮内注射した場合における掻き動作の誘発を示す図である。

【図 8】図 8 は、グランザイム A の皮内注射で誘発された掻き動作が、ナルトレキソンで抑制されることを示す図である。

【図 9】図 9 は、アトピー性皮膚炎マウスである N C マウスについて、痒みや皮膚炎の発生していない (S P F 飼育) マウス皮膚より、痒みや皮膚炎の発生しているマウス (コンベンショナル飼育) でグランザイム A の m R N A の発現が増加することを示す図である。

【発明を実施するための最良の形態】

【 0 0 0 9 】

本明細書において、アミノ酸、(ポリ)ペプチド、(ポリ)ヌクレオチドなどの略号による表示は、I U P A C - I U B の規定 [I U P A C - I U B Communication on Biological Nomenclature, Eur. J. Biochem., 138: 9 (1984)]、 「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」 (日本国特許庁編)、および当該分野における慣用記号に従う。

10

20

30

40

50

【 0 0 1 0 】

本明細書において「遺伝子」または「DNA」とは、2本鎖DNAのみならず、それを構成するセンス鎖およびアンチセンス鎖となどの各1本鎖DNAを意味する。またその長さによって特に制限されるものではない。従って、本明細書において遺伝子(DNA)とは、特に断らない限り、ヒトゲノムDNAを含む2本鎖DNAおよびcDNAを含む1本鎖DNA(正鎖)並びに該正鎖と相補的な配列を有する1本鎖DNA(相補鎖)、およびこれらの断片のいずれもが含まれる。また当該「遺伝子」または「DNA」には、特定の塩基配列(配列番号1)で示される「遺伝子」または「DNA」だけでなく、これらによりコードされるタンパク質と生物学的機能が同等であるタンパク質(例えば同族体(ホモログ、スプライスパリアントなど)、変異体および誘導体)をコードする「遺伝子」または「DNA」が含まれる。かかる同族体、変異体または誘導体をコードする「遺伝子」または「DNA」としては、具体的には、後述のストリンジェントな条件下で、前記の配列番号1で示されるいずれかの特定塩基配列の相補配列とハイブリダイズする塩基配列を有する「遺伝子」または「DNA」を挙げるができる。

10

【 0 0 1 1 】

例えばヒト由来のタンパク質のホモログをコードする遺伝子としては、当該タンパク質をコードするヒト遺伝子に対応するマウスやラットなど他生物種の遺伝子が例示でき、これらの遺伝子(ホモログ)は、HomoloGene(<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/HomoloGene/>)により同定することができる。具体的には、特定ヒト塩基配列をBLAST(Proc. Natl. Acad. Sci. USA 90:5873-5877, 1993, <http://www.ncbi.nlm.nih.gov/BLAST/>)にかけて一致する(Scoreが最も高く、E-valueが0でかつ Identityが100%を示す)配列のアクセッション番号を取得する。そのアクセッション番号をUniGene(<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/UniGene/>)に入力して得られたUniGene Cluster ID(Hs.で示す番号)をHomoloGeneに入力する。結果として得られた他生物種遺伝子とヒト遺伝子との遺伝子ホモログの相関を示したリストから、特定の塩基配列で示されるヒト遺伝子に対応する遺伝子(ホモログ)としてマウスやラットなど他生物種の遺伝子を選抜することができる。

20

なお、遺伝子またはDNAは、機能領域の別を問うものではなく、例えば発現制御領域、コード領域、エキソン、またはイントロンを含むことができる。

【 0 0 1 2 】

本明細書において「グランザイムA遺伝子」または「グランザイムAのDNA」といった用語を用いる場合、配列番号で特に指定しない限り、特定塩基配列(配列番号1)で示されるヒトグランザイムA遺伝子(DNA)や、その同族体、変異体および誘導体などをコードする遺伝子(DNA)を含む。具体的には、配列番号:1に記載のヒトグランザイムA遺伝子(GenBank Accession No. NM_006144)や、そのマウスホモログ(例えば、GenBank Accession No. NM_010370, XM_906760)などが挙げられる。

30

【 0 0 1 3 】

本明細書において「タンパク質」または「(ポリ)ペプチド」とは、特定のアミノ酸配列(配列番号2)で示される「タンパク質」または「(ポリ)ペプチド」だけでなく、これらと生物学的機能が同等であることを限度として、その同族体(ホモログやスプライスパリアント)、変異体、誘導体、成熟体およびアミノ酸修飾体などを意味する。ここでホモログとしては、ヒトのタンパク質に対応するマウスやラットなど他生物種のタンパク質が例示でき、これらは HomoloGene(<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/HomoloGene/>)により同定された遺伝子の塩基配列から演繹的に同定することができる。また変異体には、天然に存在するアレル変異体、天然に存在しない変異体、および人為的に欠失、置換、付加および挿入されることによって改変されたアミノ酸配列を有する変異体が包含される。なお、上記変異体としては、変異のないタンパク質または(ポリ)ペプチドと、少なくとも70%、好ましくは80%、より好ましくは95%、さらにより好ましくは97%相同なものを挙げるができる。またアミノ酸修飾体には、天然に存在するアミノ酸修飾体、天然に存在しないアミノ酸修飾体を含み、具体的にはアミノ酸のリン酸化体が挙げられる。

40

【 0 0 1 4 】

50

本明細書において「グランザイム A タンパク質」または単に「グランザイム A (以下、G Z M A と略することもある)」といった用語を用いる場合、配列番号で特に指定しない限り、特定アミノ酸配列 (配列番号 2) で示されるヒトグランザイム A やその同族体、変異体、誘導体、成熟体およびアミノ酸修飾体などを意味する。具体的には、配列番号 2 (GenBank Accession No. NP_006135.1) に記載のアミノ酸配列を有するヒトグランザイム A や、そのマウスホモログ (例えば、GenBank Accession No. NP_034500.1) などが挙げられる。

【0015】

本明細書において「抗体」とは、ポリクローナル抗体、モノクローナル抗体、キメラ抗体、単鎖抗体、ヒト化抗体または Fab フラグメントや Fab 発現ライブラリーによって生成されるフラグメントなどのように抗原結合性を有する上記抗体の一部を意味する。

10

【0016】

本明細書において「バイオマーカー」とは、アレルギー性疾患の罹患の有無、罹患の程度もしくは改善の有無や改善の程度を診断するために、またアレルギー性疾患の予防、治療に有用な候補物質をスクリーニングするために、直接または間接的に利用されるものをいう。これには、アレルギー性疾患の罹患に関連して生体内において、発現が変動する遺伝子またはタンパク質を特異的に認識し、また結合することのできる (ポリ) (オリゴ) ヌクレオチドまたは抗体が含まれる。これらの (ポリ) (オリゴ) ヌクレオチドおよび抗体は、上記性質に基づいて、生体内、組織や細胞内などで発現した上記遺伝子およびタンパク質を検出するためのプローブとして、また (オリゴ) ヌクレオチドは生体内で発現した上記遺伝子を増幅するためのプライマーとして有効に利用することができる。

20

【0017】

本明細書において診断対象となる「生体組織」とは、抗原刺激によるアレルギー性疾患に伴い本発明のグランザイム A 遺伝子が発現上昇する組織または細胞をいう。具体的には、皮膚、CD4⁺T 細胞などが挙げられる。

【0018】

本明細書において「アレルギー疾患」とは、いわゆる即時型アレルギーと呼ばれる I 型アレルギー及び非 I 型アレルギー (非即時型アレルギー) の両者を含み、好ましくは、「アレルギー疾患」とは、即時型アレルギー反応および非即時型アレルギー反応に起因するアレルギー疾患であって、ヒスタミン遊離のみに依存しないアレルギー疾患をいう。ヒスタミン遊離のみに依存しないアレルギー疾患とは、ヒスタミン遊離を伴うアレルギー疾患又はヒスタミンの遊離を伴わないアレルギー疾患であって、グランザイム A のような他の因子が介在するアレルギーをいう。すなわち、ヒスタミンの遊離を伴うアレルギー疾患の場合には、少なくともヒスタミン及びグランザイム A を介してアレルギー反応が生じる場合をいい、ヒスタミンの遊離を伴わないアレルギー疾患の場合には、少なくともグランザイム A を介してアレルギー反応が生じる場合をいう。具体的なアレルギー疾患の例として、例えば、アトピー性皮膚炎、掻痒症、蚊・ブヨ・毛虫などの虫刺されによるかゆみなどが挙げられる。

30

【0019】

本発明のバイオマーカーは、グランザイム A 遺伝子の塩基配列において、一部の塩基を有するポリヌクレオチドおよび / またはそれに相補的なポリヌクレオチドを含有することを特徴とするものである。具体的には、本発明のバイオマーカーは、配列番号 1 に記載のグランザイム A 遺伝子の塩基配列において、一部、例えば、連続する少なくとも 15 塩基を有するポリヌクレオチドおよび / またはそれに相補的なポリヌクレオチドを含有するものを挙げることができる。

40

【0020】

ここで相補的なポリヌクレオチド (相補鎖、逆鎖) とは、グランザイム A 遺伝子の塩基配列からなるポリヌクレオチドの全長配列、または該塩基配列において、例えば、連続した 15 塩基長の塩基配列を有するその部分配列 (ここでは便宜上、これらを「正鎖」ともいう) に対して、A : T および G : C といった塩基対関係に基づいて、塩基的に相補的な

50

関係にあるポリヌクレオチドを意味するものである。ただし、かかる相補鎖は、対象とする正鎖の塩基配列と完全に相補配列を形成する場合に限らず、対象とする正鎖とストリンジェントな条件でハイブリダイズすることができる程度の相補関係を有するものであってもよい。なお、ここでストリンジェントな条件は、Berger and Kimmel (1987, Guide to Molecular Cloning Techniques Methods in Enzymology, Vol. 152, Academic Press, San Diego CA) に教示されるように、複合体またはプローブを結合する核酸の融解温度(T_m)に基づいて決定することができる。例えばハイブリダイズ後の洗浄条件として、通常「 $1 \times \text{SSC}$ 、 $0.1\% \text{SDS}$ 、 37°C 」程度の条件を挙げることができる。相補鎖はかかる条件で洗浄しても対象とする正鎖とハイブリダイズ状態を維持するものであることが好ましい。特に制限されないが、より厳しいハイブリダイズ条件として「 $0.5 \times \text{SSC}$ 、 $0.1\% \text{SDS}$ 、 42°C 」程度、さらに厳しいハイブリダイズ条件として「 $0.1 \times \text{SSC}$ 、 $0.1\% \text{SDS}$ 、 65°C 」程度の洗浄条件を挙げることができる。具体的には、このような相補鎖として、対象の正鎖の塩基配列と完全に相補的な関係にある塩基配列からなる鎖、並びに該鎖と少なくとも 90% 、好ましくは 95% の相同性を有する塩基配列からなる鎖を例示することができる。

10

【0021】

ここで、正鎖側のポリヌクレオチドには、前記グランザイム A 遺伝子の塩基配列、またはその部分配列を有するものだけでなく、上記相補鎖の塩基配列に対してさらに相補的な関係にある塩基配列からなる鎖を含めることができる。

【0022】

さらに上記正鎖のポリヌクレオチドおよび相補鎖（逆鎖）のポリヌクレオチドは、各々一本鎖の形態でバイオマーカーとして使用されても、また二本鎖の形態でバイオマーカーとして使用されてもよい。

20

【0023】

本発明のアレルギー性疾患のバイオマーカーは、具体的には、グランザイム A 遺伝子の塩基配列（全長配列）からなるポリヌクレオチドであってもよいし、その相補配列からなるポリヌクレオチドであってもよい。またこれらグランザイム A 遺伝子もしくは該遺伝子に由来するポリヌクレオチドを選択的に（特異的に）認識するものであれば、上記全長配列またはその相補配列の部分配列からなるポリヌクレオチドであってもよい。この場合、部分配列としては、上記全長配列またはその相補配列の塩基配列から任意に選択される例えば、 15 個の連続した塩基長を有するポリヌクレオチドを挙げることができる。

30

【0024】

なお、ここで「選択的に（特異的に）認識する」とは、例えばノーザンブロット法においては、グランザイム A 遺伝子またはこれらに由来するポリヌクレオチドが特異的に検出できること、また RT-PCR 法においては、グランザイム A 遺伝子またはこれらに由来するポリヌクレオチドが特異的に生成されることを意味するが、それに限定されることなく、当業者が上記検出物または生成物がこれらの遺伝子に由来するものであると判断できるものであればよい。

【0025】

本発明のバイオマーカーは、例えば、配列番号 1 に記載のヒトグランザイム A 遺伝子の塩基配列をもとに、例えば primer 3 (HYPERLINK <http://www.genome.wi.mit.edu/cgi-bin/primer/primer3.cgi>) またはベクターNTI (Infomax社製) を利用して設計することができる。具体的には前記本発明遺伝子の塩基配列を primer 3 またはベクターNTI のソフトウェアにかけて得られる、プライマーまたはプローブの候補配列、もしくは少なくとも該配列の一部を含む配列をプライマーまたはプローブとして使用することができる。

40

【0026】

本発明バイオマーカーをアレルギー性疾患の検出においてプライマーとして用いる場合には、通常 $15\text{bp} \sim 100\text{bp}$ 、好ましくは $15\text{bp} \sim 50\text{bp}$ 、より好ましくは $15\text{bp} \sim 35\text{bp}$ の塩基長を有するものが例示できる。また検出プローブとして用いる場合には、通常 $15\text{bp} \sim$ 全配列の塩基数、好ましくは $15\text{bp} \sim 1\text{kb}$ 、より好ましくは $100\text{bp} \sim 1\text{kb}$ の塩基長を有するものが例示できる。

50

【 0 0 2 7 】

本発明のバイオマーカーは、ノーザンプロット法、RT-PCR法、DNAチップ解析法、in situハイブリダイゼーション法などの特定遺伝子の特異的に検出する公知の方法において、常法に従ってプライマーまたはプローブとして利用することができる。該利用によってアレルギー性疾患におけるグランザイムA遺伝子の発現の有無または発現レベル（発現量）を評価することができる。

【 0 0 2 8 】

本発明のアレルギー性疾患の診断方法は、下記の工程（A）および（B）を含むことを特徴とする：

（A）被験者の生体試料中のグランザイム遺伝子の発現量を測定する工程、および

10

（B）前記（A）の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の有無を判断する工程。

【 0 0 2 9 】

例えば、本発明のアレルギー性疾患の診断方法は、下記の工程（a）、（b）および（c）を含む：

（a）被験者の生体試料から調製されたRNAまたは該RNAから転写された相補的ポリヌクレオチドと本発明バイオマーカーとを結合させる工程、

（b）該バイオマーカーに結合した生体試料由来のRNAまたは該RNAから転写された相補的ポリヌクレオチドを、前記バイオマーカーを指標として測定する工程、

（c）前記（b）の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の有無を判断する工程。

【 0 0 3 0 】

20

測定対象物としてRNAを利用する場合、具体的には、本発明の診断方法は、本発明のバイオマーカーをプライマーまたはプローブとして用いて、ノーザンプロット法、RT-PCR法、DNAチップ解析法、in situハイブリダイゼーション解析法などにより前記バイオマーカーへのRNAまたはその転写物の結合量が増大していることを指標として行うことにより実施できる。

【 0 0 3 1 】

測定対象の生体試料としては、使用する検出手段の種類に応じて、被験者の生体組織、例えば、皮膚や粘膜の一部をバイオプシ（生検）等で採取するか、または血液などの体液中に存在する細胞を回収して得られた検体から常法に従って調製したtotal RNAを用いてもよいし、さらに該RNAをもとにして調製される各種のポリヌクレオチドを用いてもよい。

30

【 0 0 3 2 】

ノーザンプロット法を利用する場合は、本発明の上記バイオマーカーをプローブとして用いることによって、RNA中のグランザイムA遺伝子の発現の有無やその発現レベルを検出、測定することができる。具体的には、本発明のバイオマーカー（相補鎖）を放射性同位元素（RI）や蛍光物質などで標識し、それを、常法に従ってナイロンメンブレン等にトランスファーした被験者の生体組織由来のRNAとハイブリダイズさせた後、形成されたバイオマーカー（DNA）とRNAとの二重鎖を、バイオマーカーの標識物（RIもしくは蛍光物質）に由来するシグナルを放射線検出器または蛍光検出器で検出、測定する方法を例示することができる。

40

【 0 0 3 3 】

RT-PCR法を利用する場合は、本発明の上記バイオマーカーをプライマーとして用いることによって、RNA中のグランザイムA遺伝子の発現の有無や発現レベルを検出、測定することができる。具体的には、被験者の生体組織由来のRNAから常法に従ってcDNAを調製して、これを鋳型として標的のグランザイムA遺伝子の領域が増幅できるように、本発明のバイオマーカーから調製した一対のプライマー（上記cDNA（-鎖）に結合する正鎖、+鎖に結合する逆鎖）をこれとハイブリダイズさせて、常法に従ってPCR法を行い、得られた増幅二本鎖DNAを検出する方法を例示することができる。なお、増幅された二本鎖DNAの検出は、上記PCRを予めRIや蛍光物質で標識しておいたプライマーを用いて行うことによって産生される標識二本鎖DNAを検出する方法、産生さ

50

れた二本鎖DNAを常法に従ってナイロンメンブレン等にトランスファーさせて、標識したバイオマーカーをプローブとして使用してこれとハイブリダイズさせて検出する方法などを用いることができる。なお、生成された標識二本鎖DNA産物はバイオアナライザーなどで測定することができる。また、SYBR Green RT-PCR Reagents (Applied Biosystems社製)で該プロトコールに従ってRT-PCR反応液を調製し、ABI PRISM 7700 Sequence Detection System (Applied Biosystems社製)で反応させて、該反応物を検出することもできる。

【0034】

DNAチップ解析を利用する場合は、本発明の上記バイオマーカーをDNAプローブ(1本鎖または2本鎖)として貼り付けたDNAチップを用意し、例えば、これに被験者の生体組織由来のRNAから常法によって調製し、ピオチンで標識されたcRNAとハイブリダイズさせて、形成されたDNAとcRNAとの二本鎖を、蛍光標識されたアビジンで検出する方法を挙げることができる。

10

【0035】

In situハイブリダイゼーション法を利用する場合は、前述の被験者の生体組織を生検によって採取し、切片を調製する。本発明のバイオマーカー遺伝子の特異的アンチセンスプローブまたはセンスプローブを作製する。前記プローブは、RI標識または非RI標識(例えば、DIG標識)でラベリングする。前記切片を脱パラフィン(パラフィン切片の場合)および前処理した後、エタノール等で固定する。固定した切片をプレハイブリダイズし、前記プローブとハイブリダイズした後、洗浄およびRNase処理を行い、標識に応じた検出方法(例えば、RI標識の場合は現像、非RI標識の場合は免疫学的検出と検鏡)により生体組織におけるグランザイムA遺伝子の発現の有無やその発現レベルを検出、測定することができる。

20

【0036】

本発明の診断方法において、前記工程(c)におけるアレルギー性疾患の有無の判断が、被験者について得られる測定結果を正常者について得られる測定結果と対比して、バイオマーカーへの結合量が増大していることを指標として行われることが好ましい。

【0037】

別の態様として、本発明のバイオマーカーは、グランザイムAを認識する抗体を含有することを特徴とするものである。

30

【0038】

前記抗体は、被験者の生体試料におけるグランザイムAタンパク質の有無またはその程度を検出することによって、該被験者がアレルギー性疾患に罹患しているか否かまたはその程度を測定することのできるツール(バイオマーカー)として有用である。

【0039】

また前記抗体は、後述するアレルギー性疾患の症状の予防、予想において、グランザイムAタンパク質の発現変動を検出するためのツール(バイオマーカー)としても有用である。

【0040】

前記抗体は、その形態に特に制限はなく、グランザイムAタンパク質を免疫抗原とするポリクローナル抗体であっても、またそのモノクローナル抗体であってもよい。さらに、前記モノクローナル抗体をコードする遺伝子に基づいて作製されたキメラ抗体、単鎖抗体、ヒト化抗体またはFabフラグメントやFab発現ライブラリーによって生成されるフラグメントであってもよい。

40

【0041】

これらの抗体の製造方法は公知であり、前記抗体も常法に従って製造することができる(Current Protocol in Molecular Biology, Chapter 11.12~11.13(2000))。具体的には、本発明の抗体がポリクローナル抗体の場合には、常法に従って大腸菌等で発現し精製したグランザイムAタンパク質を用いて、あるいは常法に従ってこれらタンパク質の部分アミノ酸配列を有するオリゴペプチドを合成して、ウサギ、ヤギなどの非ヒト動物に免疫

50

し、該免疫動物の血清から常法に従って得ることが可能である。一方、モノクローナル抗体の場合には、常法に従って大腸菌等で発現し精製したグランザイム A タンパク質の部分アミノ酸配列を有するオリゴペプチドをマウスなどの非ヒト動物に免疫し、得られた脾臓細胞と骨髄腫細胞とを細胞融合させて調製したハイブリドーマ細胞の中から得ることができる (Current protocols in Molecular Biology edit. Ausubel et al. (1987) Publish. John Wiley and Sons. Section 11.4~11.11)。

【 0 0 4 2 】

抗体の作製に免疫抗原として使用されるグランザイム A タンパク質は、本発明などにより提供される遺伝子の配列情報 (配列番号 1 等) に基づいて、DNA クローニング、各プラスミドの構築、宿主へのトランスフェクション、形質転換体の培養および培養物からのタンパク質の回収の操作により得ることができる。これらの操作は、当業者に既知の方法、あるいは文献記載の方法 (Molecular Cloning, T. Maniatis et al., CSH Laboratory (1983), DNA Cloning, DM. Glover, IRL PRESS (1985)) などに準じて行うことができる。

10

【 0 0 4 3 】

具体的には、グランザイム A タンパク質をコードする遺伝子が所望の宿主細胞中で発現できる組み換え DNA (発現ベクター) を作製し、これを宿主細胞に導入して形質転換し、該形質転換体を培養して、得られる培養物から、目的タンパク質を回収することによって、本発明抗体の製造のための免疫抗原としてのタンパク質を得ることができる。また、これらグランザイム A タンパク質の部分ペプチドは、本発明等により提供されるアミノ酸配列の情報 (配列番号 2 等) に従って、一般的な化学合成法 (ペプチド合成) によって製造することもできる。

20

【 0 0 4 4 】

これらのバイオマーカーは、キットの形状とすることもできる。キットは、例えば、グランザイム A 遺伝子の一部の塩基配列からなるポリヌクレオチドおよび/または当該ポリヌクレオチドに相補的なポリヌクレオチドや、抗グランザイム A 抗体を含む。ポリヌクレオチドを含むキットの場合には、dNTP、逆転写酵素、DNA 合成酵素、緩衝液などをさらに含むが、これらに限定されることなく、当業者は必要に応じてキットに含まれる他の構成を選択することができる。抗グランザイム A 抗体を含むキットの場合には、ウェスタンブロッティング法、ELISA 法、RIA 法、蛍光抗体法、免疫組織染色法に応じて、緩衝液、2 次抗体、マーカー等を含むことができ、当業者は必要に応じてキットに含まれる他の構成を選択することができる。

30

また、抗グランザイム A 抗体及び基質ペプチドを用いて、グランザイム A の活性を直接又は間接的に測定するキットとすることもできる。

【 0 0 4 5 】

本発明のアレルギー性疾患の診断方法は、下記の工程 (A) および (B) を含むことを特徴とする：

(A) 被験者の生体試料中のグランザイム A の発現量を測定する工程、および

(B) 前記 (A) の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の有無を判断する工程。

【 0 0 4 6 】

1 つの態様において、本発明のアレルギー性疾患の診断方法は、本発明のバイオマーカーを用いることを特徴とする。前記バイオマーカーは、グランザイム A タンパク質に特異的に結合する性質を有することから、動物の組織内に発現したグランザイム A タンパク質を特異的に検出することができる。

40

【 0 0 4 7 】

例えば、本発明のアレルギー性疾患の診断方法は、下記の工程 (a)、(b) および (c) を含む方法によって実施することができる：

(a) 被験者の生体試料から調製されたタンパク質と本発明のバイオマーカー (抗体) とを結合させる工程、

(b) 該バイオマーカーに結合した生体試料由来のタンパク質を、上記バイオマーカーを指

50

標として測定する工程、

(c)上記(b)の測定結果に基づいて、アレルギー性疾患の罹患を判断する工程。

【0048】

測定対象物としてタンパク質を利用する場合、具体的には、本発明の診断方法は、本発明のバイオマーカー(抗体)をグランザイムA検出用抗体として用いて、ウェスタンブロットティング法、放射性同位元素免疫測定法(RIA法)、ELISA法、蛍光抗体法、免疫組織染色法などの検出手段により前記バイオマーカーへのタンパク質の結合量が増大していることを指標として行うことにより実施できる。

【0049】

測定対象試料としては、使用する検出手段の種類に応じて、皮膚など被験者の組織の一部をバイオプシー等で採取するか、または血液など体液中に存在する細胞等を回収して得られた検体から常法に従って調製したタンパク質または体液中に溶解しているタンパク質を用いることができる。

【0050】

より具体的には、本発明のアレルギー性疾患の診断方法は、本発明のバイオマーカー(抗体)を用いて、ウェスタンブロット法などにより当該マーカーへのグランザイムAタンパク質の結合量が増大していることを指標として行うことにより実施できる。

【0051】

ウェスタンブロット法を利用する場合は、一次抗体として本発明バイオマーカーを用いた後、二次抗体として¹²⁵Iなどの放射性同位元素、蛍光物質、ホースラディッシュペルオキシターゼ(HRP)などの酵素等で標識した二次抗体(一次抗体に結合する抗体)を用い、得られる標識化合物の放射性同位元素、蛍光物質などに由来するシグナルを放射線測定器、蛍光検出器などで検出し、測定することによって実施できる。

【0052】

免疫組織染色法を利用する場合は、例えば、グランザイムAが発現している細胞を酵素標識抗体とその発色基質を用いて測定することができる。

【0053】

アレルギー性疾患の診断は、被験者の皮膚生検組織中、血液中、CD4⁺T細胞などのグランザイムA遺伝子の発現レベル、またはグランザイムAタンパク質の量、機能もしくは活性(以下これらを合わせて「タンパク質レベル」ということがある)を、測定することによって行うことができる。

【0054】

本発明のグランザイムAの発現を抑制する物質のスクリーニング方法は、下記工程(a)、(b)および(c)を含む：

(a)被験物質とグランザイムAの発現を測定可能な細胞とを接触させる工程、

(b)被験物質を接触させた細胞におけるグランザイムの発現量を測定し、該発現量を被験物質を接触させない対照細胞におけるグランザイムAの発現量と比較する工程、

(c)前記(b)の比較結果に基づいて、グランザイムAの発現量を減少させる被験物質を選択する工程。

【0055】

工程(a)において、被験物質としては、いかなる公知物質および新規物質であってもよく、例えば、核酸、糖質、脂質、タンパク質、ペプチド、有機低分子化合物、コンビナトリアルケミストリー技術を用いて作製された化合物ライブラリー、固相合成やファージディスプレイ法により作製されたランダムペプチドライブラリー、あるいは微生物、動植物、海洋生物等由来の天然成分などが挙げられる。

【0056】

工程(a)において、グランザイムAの発現を測定可能な細胞としては、内在性および外来性を問わずグランザイムAを発現する培養細胞全般、レポーター遺伝子を含む細胞などを挙げることができる。培養細胞においてこれら遺伝子が発現しているか否かは、公知のノーザンブロット法やRT-PCR法にてこれらの遺伝子発現を検出することにより、

10

20

30

40

50

容易に確認することができる。

【0057】

具体的には、例えば、アレルギー性疾患の動物より単離、調製したCD4⁺T細胞またはその細胞株；本発明遺伝子のいずれかを導入した細胞；レポーター（ルシフェラーゼ、GFP等）遺伝子を導入した細胞などを挙げることができる。

【0058】

動物モデルとしては、アレルギー性疾患の動物モデルとして周知である如何なる動物モデルをも用いることができ、具体的には、通常環境下で飼育したNC系マウスなどを挙げることができる。

【0059】

遺伝子導入用の細胞としては、CHO、MCF-7 Mammary carcinoma cell、H295R adrenal cellなどをあげることができる。

【0060】

工程（a）において、被験物質は、グランザイムAの発現を測定可能な細胞と培養培地中で接触される。前記細胞としては、掻痒を伴うアレルギー性疾患の動物より単離、調製したCD4⁺T細胞が好ましく用いられ得る。前記培養培地は、グランザイムAの発現を測定可能な細胞に応じて適宜選択されるが、例えば、約5~20%のウシ胎仔血清を含む最少必須培地（MEM）、ダルベッコ改変最少必須培地（DMEM）、RPMI1640培地、199培地などが挙げられる。培養条件も同様に適宜決定されるが、例えば、培地のpHは約6~8であり、培養温度は通常約30~40℃であり、培養時間は約12~72時間である。

【0061】

工程（b）において、発現量の測定は、mRNAまたはタンパク質を対象として行なわれる。mRNAの発現量は、例えば、細胞からtotal RNAを調製し、RT-PCR、ノーザンブロッティングなどにより測定される。タンパク質の発現量は、例えば、細胞から抽出液を調製し、免疫学的手法により測定することができる。免疫学的手法としては、ウェスタンブロッティング法、放射性同位元素免疫測定法（RIA法）、ELISA法、蛍光抗体法などを用いることができる。また、レポーター遺伝子を含む細胞（例、グランザイムAのプロモーターの下流に機能可能にレポーター遺伝子（例えば、ルシフェラーゼ、GFP）が連結されたベクターが導入された細胞）が用いられた場合、発現量は、レポーター遺伝子のシグナル強度に基づき測定される。

【0062】

工程（b）において、発現量の比較は、被験物質の存在下、非存在下において、グランザイムAの発現量における有意差の有無に基づいて行なわれる。なお、被験物質を接触させない対照細胞におけるグランザイムAの発現量は、被験物質を接触させた細胞におけるグランザイムAの発現量の測定に対し、事前に測定した発現量であっても、同時に測定した発現量であってもよいが、実験の精度、再現性の観点から同時に測定した発現量であることが好ましい。

【0063】

工程（c）において、グランザイムAの発現量を減少させる被験物質が選択される。このように選択された被験物質には、本スクリーニング方法の性質上、グランザイムAの発現量を変動させ得る物質をも含まれる。選択された被験物質は、掻痒を伴うアレルギー性疾患の治療剤（例えば、アトピー性皮膚炎の治療薬、特に、ヒスタミン抵抗性の掻痒に対する治療剤）の候補のみならず、研究用試薬としても有用である。

【0064】

また、本発明の掻痒を抑制する物質のスクリーニング方法は、下記の工程（a）、（b）および（c）を含む：

（a）被験物質をグランザイムAに接触させる工程、

（b）被験物質によるグランザイムAの活性阻害を測定する工程、および

（c）前記（b）の測定結果に基づいて、掻痒を抑制する被験物質を選択する工程。

【0065】

10

20

30

40

50

工程 (a) において、被験物質としては、前記したとおりである。

【 0 0 6 6 】

工程 (a) において、被験物質を、グランザイム A と接触させるが、これは、通常の酵素阻害を測定する工程に準じて行えばよい。

【 0 0 6 7 】

工程 (b) において、グランザイム A の活性阻害の測定は、特異的基質ペプチドに結合したニトロアニリドから酵素により切断され遊離した特定の吸収波長を持つ遊離ニトロアニリドの量を測定する。

【 0 0 6 8 】

工程 (c) において、グランザイム A の活性を阻害する被験物質が選択される。このように選択された被験物質は、掻痒を伴うアレルギー性疾患の治療剤 (例えば、アトピー性皮膚炎の治療薬、特に、ヒスタミン抵抗性の掻痒に対する治療剤) の候補のみならず、研究用試薬としても有用である。

10

【 0 0 6 9 】

本発明のバイオマーカーのうち、上記抗体を含有するバイオマーカーは、動物に適用することによって、アレルギー性疾患の状態の変動を予防または治療することができ、本発明はかかる方法を提供する。上記抗体の中でも、特に、中和抗体が好ましい。

【 0 0 7 0 】

前記動物は、ヒトおよびヒトを除く脊椎動物であることが好ましく、特にウシ、ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギ、ニワトリ、イヌ、ネコなどの家畜または愛玩動物が好ましい。

20

【 0 0 7 1 】

本発明は、前記バイオマーカーの量または作用を阻害する物質を有効成分として含有するアレルギー性疾患の治療剤を提供する。

【 0 0 7 2 】

本発明の治療剤は、グランザイム A の量または作用を阻害するものであれば特に制限されるものではなく、例えば、前記各種抗体、公知のセリンプロテアーゼ阻害剤などが挙げられる。

【 0 0 7 3 】

本発明の治療剤は、アレルギー性疾患の治療剤、好ましく掻痒を伴うアレルギー疾患の治療剤として用いられる。

30

【 0 0 7 4 】

本発明の治療剤は、前記有効成分そのままであってもよく、公知の薬学的に許容される担体などを含んでもよい。前記担体としては、例えば、ショ糖、デンプン、マンニット、ソルビット、乳糖、グルコース、セルロース、タルク、リン酸カルシウム、炭酸カルシウムなどの賦形剤；セルロース、メチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ポリプロピルピロリドン、ゼラチン、アラビアゴム、ポリエチレングリコール、ショ糖、デンプンなどの結合剤；デンプン、カルボキシメチルセルロース、ヒドロキシプロピルスターチ、カルボキシメチルスターチナトリウム、炭酸水素ナトリウム、リン酸カルシウム、クエン酸カルシウムなどの崩壊剤；ステアリン酸マグネシウム、エアロジル、タルク、ラウリル硫酸ナトリウムなどの滑剤；クエン酸、メントール、グリシルリシン・アンモニウム塩、グリシン、オレンジ粉などの芳香剤；安息香酸ナトリウム、亜硫酸水素ナトリウム、メチルパラベン、プロピルパラベンなどの保存剤；クエン酸、クエン酸ナトリウム、酢酸などの安定剤；メチルセルロース、ポリビニルピロリドン、ステアリン酸アルミニウムなどの懸濁剤；界面活性剤などの分散剤；水、生理食塩水などの希釈剤；カカオ脂、ポリエチレングリコール、白灯油などのベースワックスなどが挙げられるが、それらに限定されるものではない。

40

【 0 0 7 5 】

別の態様として、本発明の治療剤は、グランザイム A 遺伝子の発現を抑制する物質を有効成分として含有するものである。

【 0 0 7 6 】

50

前記物質は、グランザイム A 遺伝子に対するアンチセンス核酸、リボザイム、デコイ核酸または s i R N A であることが好ましい。

【 0 0 7 7 】

「アンチセンス核酸」とは、標的 m R N A (初期転写産物) を発現する細胞の生理的条件下で該標的 m R N A (初期転写産物) とハイブリダイズし得る塩基配列からなり、且つハイブリダイズした状態で該標的 m R N A (初期転写産物) にコードされるポリペプチドの翻訳を阻害し得る核酸をいう。アンチセンス核酸の種類は D N A であっても R N A であってもよいし、あるいは D N A / R N A キメラであってもよい。

【 0 0 7 8 】

「リボザイム」とは、核酸を切断する酵素活性を有する R N A をいうが、最近では当該酵素活性部位の塩基配列を有するオリゴ D N A も同様に核酸切断活性を有することが明らかになっているので、本発明では配列特異的な核酸切断活性を有する限り D N A をも包含する概念として用いるものとする。

【 0 0 7 9 】

「デコイ核酸」とは、転写調節因子が結合する領域を模倣する核酸分子をいい、グランザイム A の発現を抑制する物質としてのデコイ核酸は、グランザイム A に対する転写活性化因子が結合する領域を模倣する核酸分子であり得る。本発明では、デコイ核酸としては、リン酸ジエステル結合部分の酸素原子を硫黄原子で置換したチオリン酸ジエステル結合を有するオリゴヌクレオチド (S - オリゴ) 、又はリン酸ジエステル結合を電荷を持たないメチルホスフェート基で置換したオリゴヌクレオチドなど、生体内でオリゴヌクレオチドが分解を受けにくくするために改変したオリゴヌクレオチドなどが含まれる。デコイ核酸は転写活性化因子が結合する領域と完全に一致していてもよいが、グランザイム A に対する転写活性化因子が結合し得る程度の同一性を保持していればよい。デコイ核酸の長さは転写活性化因子が結合する限り特に制限されない。また、デコイ核酸は、同一領域を反復して含んでいてもよい。

【 0 0 8 0 】

「 s i R N A 」とは、グランザイム A の m R N A もしくは初期転写産物のコード領域内の部分配列 (初期転写産物の場合はイントロン部分を含む) に相補的な二本鎖オリゴ R N A である。 s i R N A を細胞に導入することによって、いわゆる R N A 干渉 (R N A i) と呼ばれる現象が起こり、前記リボザイムと同様の効果が期待される。

【 0 0 8 1 】

前記アンチセンス核酸、リボザイム、デコイ核酸、および s i R N A は、公知の方法にしたがって作製することができる。

【実施例】

【 0 0 8 2 】

以下、実施例により本発明をより詳細に説明するが、本発明はこれらの実施例により何ら限定されるものではない。

【 0 0 8 3 】

[蚊の飼育]

実験に用いた蚊は、富山大学医学部感染予防医学教室から提供されたヒトスジシマカ (*Aedes albopictus*) 雌成虫を使用した。成虫は、布製のケージ (30 × 30 × 30 cm) で飼育し、3%スクロース水溶液を自由摂取させた。幼虫はプラスチックケージ (25 × 35 × 12 cm) にイオン交換水を入れ、エアーポンプで空気を循環させ飼育し、餌として乾燥酵母とベビーフードを1:1の割合で混ぜたものを与えた。蛹はイオン交換水を入れた容器に集めた後、布製のケージに入れ孵化させた。

【 0 0 8 4 】

[蚊の唾液腺抽出物 (ESGM) の調製と感作マウスの作製]

雌性ヒトスジシマカを凍死させ、顕微鏡下で足、翅、頭部、腹部を切除し、胸部のみを単離し、エッペンドルフチューブに集めた。少量の蒸留水を加え、ホモジナイズ (1,500rpm , 4 , 5分間) した後、遠心 (約9,000 × g , 30分間) し、上清をフィルター (セルロース

10

20

30

40

50

アセテート0.45 μm 、アドバンテック東洋社)に通した。Bio-Rad Dye ReagentとLyophilized Bovine Serum Albumin (Bio-Red Laboratories, 米国)を用いて590 nmでの吸光度からタンパク量を求め、エッペンドルフチューブ1本あたり100 μg になるように分注し、凍結乾燥後、-80 で保存した。

ESGMを50 μL 中のタンパク量が10 μg になるように生理食塩水に溶解した。これをマウスの尾側背部に週2回、計8回皮内注射することにより、感作マウスを作製した。感作後、ESGM (10 μg /site)をマウスの吻側背部に皮内注射し、掻き動作を惹起した。

【0085】

[皮膚内トリプターゼ(tryptase)様セリンプロテアーゼ活性測定]

Wolter et al. (2001) の手法を参考に、トリプターゼの合成基質を用いて皮膚内トリプターゼ様セリンプロテアーゼ活性を測定した。N-p-Tosyl-Gly-Pro-Arg-p-nitroanilide acetate salt (シグマ・アルドリッチ社)を合成基質として用いた。酵素の活性は、遊離ニトロアニリド量を分光光度計 (ImmunoMini NJ-2300) で測定することによって求めた。

実験前日にマウスの吻側背部を除毛し、実験当日に皮膚(直径17mm)を採取した。採取後の皮膚は1.5mLの10mMトリス溶液(pH6.1; 2M塩化ナトリウム含有)中でホモジナイズした。10分間の超音波処理後、4、5000rpmで5分間遠心し上清を採取した。0.06Mトリス溶液(pH7.8; 0.4%ジメチルスルホキシド, 30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ ヘパリン含有)を反応用溶液Aとした。合成基質をジメチルスルホキシドで10mg/mLに調整し、さらに反応用溶液Aを用いて480 $\mu\text{g}/\text{mL}$ に希釈したものを基質溶液とした。反応用溶液49 μL とサンプル1 μL 、基質溶液50 μL を37 で1時間反応させた後、420nmにおける吸光度を測定した。

【0086】

[皮膚内遊離トリプターゼ様セリンプロテアーゼ活性測定]

実験前々日にマウスの背部を除毛した。実験当日、マウスをウレタン(1.8g/kg)麻酔下で腹這いの状態で保温板上に固定した。その後、23Gの注射針を2本、約1cm間隔でマウスの吻側背部の皮内を通し、ステンレス針金を通した透析チューブを皮内中の針の中に通し、透析チューブを傷つけないよう針だけを抜き取った。透析チューブを乾燥させないように注意しながら、塩化ビニルチューブ(p-10 tube)を、透析チューブが皮膚から出ている部分に接着剤で接着させた。その後、EICOM EP-60 MICRO SYRINGE PUMP (エイコム社)を用い、酵素用溶液(pH7.3; 0.5mMトリス、0.1M塩化ナトリウム含有)を1 $\mu\text{L}/\text{min}$ の流速で1時間皮膚内に灌流させた。これを予備処理とし、その後の皮膚灌流液を氷浴中で5分毎に採取し

た。予備処理後15分間のサンプルを採取した後、灌流を一時止めてESGMまたは生理食塩水を透析チューブ周辺に4回、特定の箇所50 μL の容量で透析チューブを傷つけないように皮内注射した。注射直後に灌流を再開し、注射後40分まで皮膚灌流液を採取した。反応用溶液B(pH7.77; 85.74mMトリス, 0.572%ジメチルスルホキシド, 42.87 $\mu\text{g}/\text{mL}$ ヘパリン含有)を30 μL に、合成基質をジメチルスルホキシドで10mg/mLに調製し、さらに反応用溶液Bで480 $\mu\text{g}/\text{mL}$ に希釈した基質溶液50 μL 、マウス2匹から採取したサンプルを20 μL の容量で37 で2日間反応させ、420nmにおける吸光度を測定した。

【0087】

[CD4⁺T細胞の単離]

前日にマウスの吻側背部の皮膚を除毛した。当日、マウスをエチルカーボネート(1.8 g/kg)麻酔下で、0.1Mリン酸緩衝食塩液(PBS; pH7.4)を用いて脱血し、エタノールで消毒した皮膚を摘出した。摘出皮膚を10mLのRPMI1640 (0.25%collagenaseA含有)に漬けて、37 で30分間攪拌した。最終濃度10mMになるようにエチレンジアミン四酢酸(EDTA)を加え、直ちに氷浴で冷やした。5分後、浮いている細胞を集め、残留皮膚をPBS (10mM EDTA含有)で2回洗浄し、洗浄に用いた液を集めた。集めた液を70 μm および40 μm のナイロンメッシュに通過させた。通過した液を4、2000rpmで20分間遠心した。上清を捨て、5mLのRPMI1640で再度懸濁し、懸濁液からLympholyte-M (CEDARLANE社,カナダ)を用いてリンパ球を単離した。引き続きCD4カラム(RD systems社,米国)を用いて、CD4⁺T細胞を単離した。

10

20

30

40

50

【 0 0 8 8 】

[切片標本作製]

マウスをエチルカーボネート(1.8g/kg) 麻酔下で、0.1Mリン酸緩衝食塩液(PBS; pH7.4)を用いて脱血し、4%パラホルムアルデヒド(PFA)で固定した。皮膚を摘出後、4% PFAで4時間後固定し、その後30%スクロース(含0.1Mリン酸緩衝液)で置換した。24時間後、OTC compound (サクラファインテクニカル社) で包埋し凍結した。トルイジンブルー染色用サンプルはクリオスタットにて20 μmに薄切し、ゼラチンコーティングしてあるスライドガラスに貼り付け、染色時まで-80 °Cで遮光保存した。免疫染色用サンプルはクリオスタットにて40 μmに薄切し、染色時まで0.1M PBS (0.02%アジ化ナトリウム含有) 中にて、4 °Cで遮光保存した。

10

【 0 0 8 9 】

・トルイジンブルー染色

切片を0.1%トルイジンブルーに15-20分間浸した。組織が青く染まったら、切片を水で洗浄し、ポリマウントで封入した。組織標本は光学顕微鏡 (AX80, オリンパス光学工業) を用いて観察した。

【 0 0 9 0 】

・免疫染色

切片を1.5%ウシ胎仔血清(FCS)でブロッキング後、ラット抗マウスCD4モノクローナル抗体(1:100, BD Pharmingen社, 米国) と4 °Cで一晩反応させた。PBST (0.2%Tween20含有PBS)で2回洗浄後、Cy3標識抗ラットIgGポリクローナル抗体 (1:1000, Chemicon社, 米国) と室温で2時間反応させた。PBSTで洗浄後、スライドガラスに貼り付け、乾燥後にDABCO(1,4-diazabicyclo[2,2,2] octane)で封入した。組織標本は共焦点/多光子レーザー走査顕微鏡 (Radeance 2100 MP; Bio-Rad社, 米国) を用いて観察した。

20

【 0 0 9 1 】

[R N A 抽出]

マウスをエチルカーボネート(1.8g/kg) 麻酔下で、0.1Mリン酸緩衝食塩液(PBS; pH7.4)を用いて脱血し、皮膚および脾臓を摘出し断片化した。サンプルは液体窒素により凍結し、-80 °Cで使用するまで保管した。Trizol reagent (インビトロゲン社)にサンプルを入れ、ホモジナイズした。室温で5分静置後、クロロホルム:イソアミルアルコール(CIA)を加え、15秒撹拌した後、14,000rpm、4 °Cで15分間遠心した。上清を集め、等量の100%エタノールを加え、撹拌し、カラム (シグマ・アルドリッチ社) に入れた。15,000rpmで15秒間遠心し、遺伝子をカラムに吸着させた。カラムをWash solution Iで洗浄後、DNase I処理 (室温, 15分)し、再度Wash solution Iで洗浄した。さらにWash solution IIで二度洗浄後に、elution solutionを用いて、RNAをカラムから溶出させた。RNA量はNanoDrop (LMS社)で測定した。

30

【 0 0 9 2 】

[逆転写反応]

サンプルRNA1 μg、oligo dT16 primer 25 pmolをPCRチューブに入れ、RNase free waterで全量が5 μLになるように調製し、これを70 °Cで5分間反応させ、その後4 °Cで5分間急冷した。下記の組成Aの反応液を1サンプルに15 μLずつ加え、25 °Cで5分間、37 °Cで1時間、72 °Cで15分間の順で反応させた。

40

< 組成 A (全量15 μL) >

- ・ 5 × Reaction buffer (和光純薬) 4 μL
- ・ MgCl₂ (25mM) (和光純薬) 最終濃度3mM 2.4 μL
- ・ dNTP (2mM each dNTP) (ABI, USA) 最終濃度0.5mM 5 μL
- ・ RNase inhibitor (東洋紡績) 最終濃度1U/ μL 0.5 μL
- ・ ReverScript III (和光純薬) 1 μL
- ・ RNase free water 2.1 μL

【 0 0 9 3 】

[P C R 反応]

50

逆転写 (RT) 産物を下記の組成 B で混合し、サーマルサイクラー (タカラバイオ) にて反応した。混合液は95 で2分間反応させ、続いて95 で30秒間、60 で30秒間、72 で50秒間のサイクルで繰り返し30回反応させた。最後に72 で5分間反応させた後、4 で反応を終了させた。PCR 産物を1%アガロースゲルで電気泳動により分離した後、アガロースゲルをエチジウムブロマイド溶液に漬けた。20分後、UV をゲルに照射した状態でゲルを撮影した。

< 組成 B (全量50 µL) >

- ・ 5 × Green GoTaq Flexi Buffer (Promega, 米国) 10 µL
- ・ MgCl₂ (25mM) (和光純薬) 最終濃度1.5mM 3 µL
- ・ dNTP (2mM each dNTP) (ABI, 米国) 最終濃度0.2mM 5 µL
- ・ Sens primer^{*1} (北海道システムサイエンス) 最終濃度1 µM 1 µL
- ・ Anti-sens primer^{*1} (北海道システムサイエンス) 最終濃度1 µM 1 µL
- ・ GoTaq DNA polymerase (5 u/ µL) (Promega, 米国) 最終濃度1.25u 0.25 µL
- ・ Template DNA 1 µL
- ・ 滅菌水 28.75 µL

10

* 1 : Sens primerおよび・Anti-sens primerを表1に示す

【0094】

[リアルタイムPCR]

RT 産物を下記の組成 C で混合しMx3000P & Mx3005P Real-Time PCR System (STRATAGENE, 米国)にて反応した。混合液は95 で1分間反応させ、続いて95 で30秒間、60 で30秒間、72 で50秒間のサイクルで繰り返し40回反応させた。最後に72 で5分間反応させた後、4 で反応を終了させた。MxPro QPCR Software (STRATAGENE, 米国) によりPCR 産物の増幅を解析した。

20

< 組成 C (全量25 µL) >

- ・ 2 × SYBR Premix Ex Taq (タカラバイオ) 12.5 µL
- ・ Sens primer^{*1} (北海道システムサイエンス) 最終濃度1 µM 1 µL
- ・ Anti-sens primer^{*1} (北海道システムサイエンス) 最終濃度1 µM 1 µL
- ・ GoTaq DNA polymerase (5 u/ µL) (Promega, USA) 最終濃度1.25u 0.25 µL
- ・ Template DNA 1 µL
- ・ 滅菌水 10.5 µL

30

* 1 : Sens primerおよび・Anti-sens primerを表1に示す

【0095】

【表1】

name	Sens primer sequence	Anti-sens primer sequence
GAPDH	5'-CCAAGGTCATCCATGACAAC-3'	5'-TTACTCCTTGGAGGCCACGT-3'
Granzyme A	5'-TGGAGGAGACACGGTTGTTC-3'	5'-GAGGGAGCTGACTTATTGCC-3'
Granzyme B	5'-CCTACATGGCCTTACTTTCG-3'	5'-AACCTCTTGTAGCGTGTTTG-3'
Granzyme C	5'-AGATAATCGGAGGCAATGAG-3'	5'-CACCTGATCCTTCTGTACTG-3'

40

【0096】

[行動実験]

実験前日にマウスの吻側背部を除毛し、実験当日、マウスを環境に慣れさせるため、1時間、観察用ケージに入れて放置した。慣らし後、グランザイム A (0.1-100 µg/site) またはESGM (10 µg/50 µL) をマウスの吻側背部に皮内注射した。投与後、直ちにマウスを

50

観察用ケージ(13×9×30 cm)に戻し、無人環境下での行動を8ミリビデオカメラで撮影した。プロテアーゼインヒビターは、マウスの体重10gあたり0.05mLの用量で、ESGM投与の30秒前に尾静脈内注射した。ナルトレキソンは、マウスの体重10 gあたり0.1mLの用量で、グランザイム A 投与の15分前に皮下注射した。注射後の行動をビデオの再生により観察した。掻き動作は後肢による注射部位及びその近傍への掻き動作の回数を数えた。マウスは、通常約1秒間に数回の掻き動作を行うが、この一連の動作を1回の掻き動作として測定した。

【0097】

実験結果

(1) 蚊唾液腺抽出物で感作したマウス皮膚のプロテアーゼ活性は、非感作マウスと比べて有意に増加している(図1)。

(2) 皮膚灌流法を用いて採取した灌流液を用い、セリンプロテアーゼ特異的基質を利用して活性化試験を行った結果、蚊唾液腺抽出物で感作したマウスに蚊唾液腺抽出物を投与すると、セリンプロテアーゼが遊離する(図2)。

(3) 蚊唾液腺抽出で感作したマウス皮膚と非感作マウス皮膚では、マスト細胞の数は変化しない(図3)。

(4) 蚊唾液腺抽出で感作したマウス皮膚では、CD4 + T細胞の数が非感作マウス皮膚と比べ増加している(図4)。

(5) リンパ球で発現が報告されているグランザイムについて、どのサブタイプが皮膚で発現しているかをリアルタイムPCR法で調べた。グランザイム A、B および C が蚊唾液腺抽出で感作したマウス皮膚で増加していた(図5)。

(6) 皮膚から単離したCD4 + T細胞には、グランザイム A のみ発現していた(図6)。

(7) 健常マウスへのグランザイム A の皮内注射により10 µg/siteをピークとして掻き動作が誘発された(図7)。

(8) グランザイム A を皮内注射すると掻き動作を誘発されるが(図7)、掻き動作は、ナルトレキソンで抑制される(図8)。痒み反応と推測される。

(9) アトピー性皮膚炎マウスであるNCマウスでは、痒みや皮膚炎の発生していない(SPF飼育)マウス皮膚より、痒みや皮膚炎の発生しているマウス(コンベンショナル飼育)でグランザイム A の mRNA の発現が増加していた(図9)。

【産業上の利用可能性】

【0098】

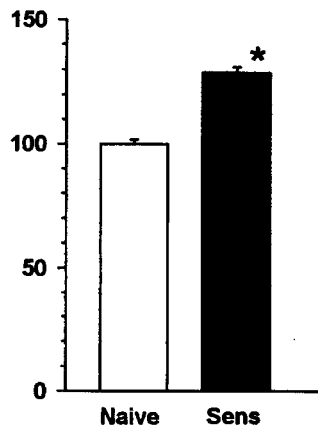
本発明によれば、従来の抗アレルギー薬が効きにくい難治性の掻痒性皮膚疾患の指標を提供することが可能となり、当該疾患の容易かつ的確な診断をすることができるとともに、グランザイム A の作用機序に基づく新規なアレルギー性疾患の治療剤の開発が可能となる。

10

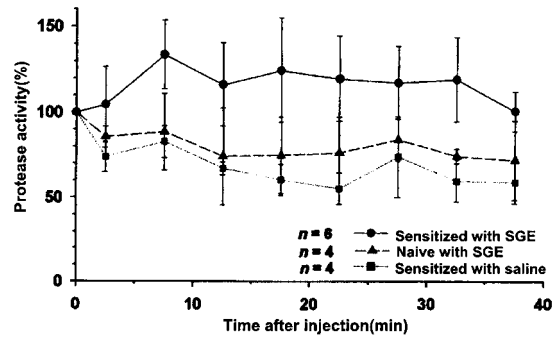
20

30

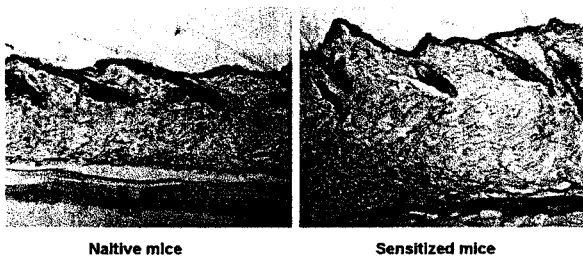
【 図 1 】



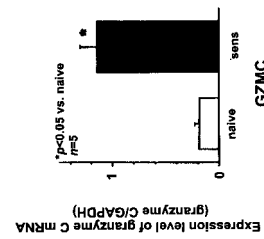
【 図 2 】



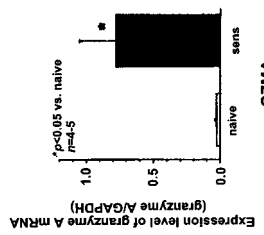
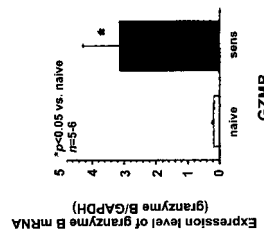
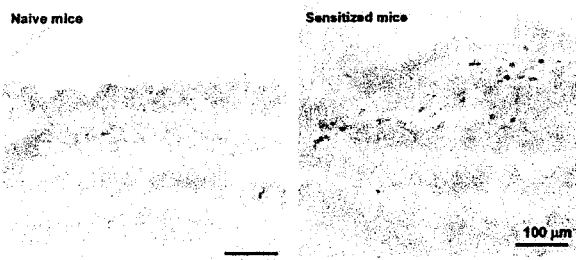
【 図 3 】



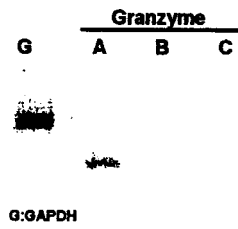
【 図 5 】



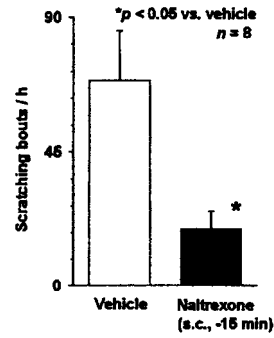
【 図 4 】



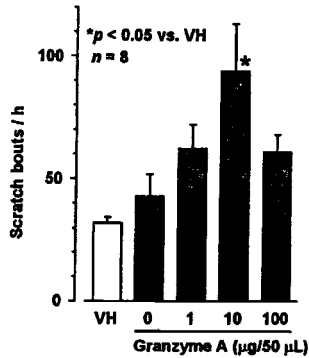
【 図 6 】



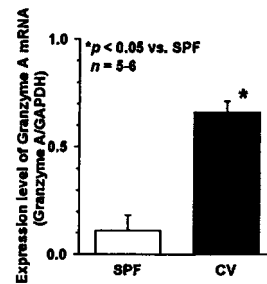
【 図 8 】



【 図 7 】



【 図 9 】



【 配列表 】

2009081854000001.app

【 手続補正書 】

【 提出日 】 平成21年8月3日 (2009.8.3)

【 手続補正 1 】

【 補正対象書類名 】 特許請求の範囲

【 補正対象項目名 】 全文

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【 特許請求の範囲 】

【 請求項 1 】

グランザイム A 遺伝子の一部の塩基配列を有するポリヌクレオチドおよび/または当該ポリヌクレオチドに相補的なポリヌクレオチドを含有してなる即時型アレルギー性疾患の掻痒反応のバイオマーカー。

【 請求項 2 】

アレルギー性疾患の掻痒反応が、ヒスタミン遊離のみを原因とするものではないアレルギー反応に起因し、当該疾患の検査においてプローブまたはプライマーとして使用される請求項 1 記載のバイオマーカー。

【 請求項 3 】

(削除)

【 請求項 4 】

即時型のアレルギー性掻痒疾患を示唆するグランザイム遺伝子の発現量の測定方法であって、

被験者の生体試料中のグランザイム遺伝子の発現量を測定する工程を含み、ここで、グランザイム遺伝子の発現量の測定結果が、対照試料と比較して高い場合にアレ

アレルギー性の掻痒疾患に罹患している可能性が高いことが示唆される、方法。

【請求項 5】

即時型のアレルギー性掻痒疾患を示唆する RNA 又はその相補的ポリヌクレオチドの量の測定方法であって、

(a) 被験者の生体試料から調製された RNA または該 RNA から転写された相補的ポリヌクレオチドと、請求項 1 又は 2 に記載のバイオマーカ―とを結合させる工程と、

(b) 該バイオマーカ―に結合した生体試料由来の RNA または該 RNA から転写された相補的ポリヌクレオチドを、前記バイオマーカ―を指標として測定する工程と

を含み、ここで、前記バイオマーカ―に結合した RNA 又はその相補的ポリヌクレオチドの量が、対照試料と比較して高い場合にアレルギー性の掻痒疾患に罹患している可能性が高いことが示唆される、方法。

【請求項 6】

グランザイム A を認識する抗体を含有してなる即時型のアレルギー性掻痒疾患のバイオマーカ―。

【請求項 7】

アレルギー性疾患が、ヒスタミン遊離のみを原因とするものではないアレルギー性の掻痒反応に起因し、当該疾患の検査においてグランザイム A 検出用抗体として使用される請求項 6 記載のバイオマーカ―。

【請求項 8】

(削除)

【請求項 9】

即時型のアレルギー性掻痒疾患を示唆するグランザイム A の生成量の測定方法であって、

被験者の生体試料中のグランザイム A の生成量を測定する工程を含み、

ここで、グランザイム A の生成量の測定結果が、対照試料と比較して高い場合にアレルギー性の掻痒疾患に罹患している可能性が高いことが示唆される、方法。

【請求項 10】

即時型のアレルギー性掻痒疾患を示唆するグランザイム A の生成量の測定方法であって、

(a) 被験者の生体試料から調製されたタンパク質と、請求項 5 又は 6 に記載のバイオマーカ―とを結合させる工程と、

(b) 該バイオマーカ―に結合した生体試料由来のタンパク質を、前記バイオマーカ―を指標として測定する工程と

を含み、ここで、前記バイオマーカ―に結合したタンパク質量が、対照試料と比較して高い場合にアレルギー性の掻痒疾患に罹患している可能性が高いことが示唆される、方法。

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/JP2008/073175
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER CI2Q1/68(2006.01)i, C07K16/40(2006.01)i, C12N15/09(2006.01)i, G01N33/15(2006.01)i, G01N33/50(2006.01)i, G01N33/53(2006.01)i, G01N33/573(2006.01)i, C12N9/99(2006.01)n According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) C12Q1/68, C07K16/40, C12N15/09, G01N33/15, G01N33/50, G01N33/53, G01N33/573, C12N9/99 Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) BIOSIS/MEDLINE/WPIDS (STN), EMBASE (STN), JSTPlus (JDreamII), JMEDPlus (JDreamII), JST7580 (JDreamII)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X/Y	WOOD G S, 'In situ localization of HuHF serin protease mRNA and cytotoxic cell-associated antigens in human dermatoses', 'American Journal of Pathology', Vol.133, No.2, 1988, p.218-225	1-3, 11-13/ 6-8, 14, 16, 19
Y/A	JP 11-501807 A (MILLENNIUM PHARM INC.), 16 February, 1999 (16.02.99), Claims; pages 10, 18 to 19, 25 to 26, 127, 136 to 137; Fig. 1 & WO 96/027603 A1 & AU 9651783 A & EP 813538 A1 & US 5721351 A & AU 718245 B & US 6066322 A & US 6066498 A & EP 813538 B1 & DE 69636216 E & ES 2264800 T3 & EP 1757621 A2 & DE 69636216 T2 & EP 1757621 A3	6-8/1-3, 11-14, 16, 19
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 16 January, 2009 (16.01.09)		Date of mailing of the international search report 27 January, 2009 (27.01.09)
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office		Authorized officer
Facsimile No.		Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2008/073175

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	Makoto KATORI, 'Kusuri no Yugai Hanno', 'Hyojun Yakurigaku', 6th edition, 3rd print, Igaku-Shoin Ltd., 15 November, 2003 (15.11.03), pages 40 to 41	2-3, 7-8
Y	WO 2007/026969 A1 (REVERSE PROTEOMICS RES INST CO., LTD., JP), 08 March, 2007 (08.03.07), Claim 11 (Family: none)	14, 16, 19
Y	WO 2007/000884 A1 (UNIV KANAZAWA NAT CORP., JP), 04 January, 2007 (04.01.07), Claim 15 (Family: none)	14, 16, 19
A	Kenji TAKAMORI, 'Protease to Kayumi', 'Mon Book Derma', No.104, 25 August, 2005 (25.08.05), pages 25 to 29	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19
A	Tsugunobu ANDO, 'Dobutsu Model kara Mita Atopy-sei Hifuen no Kayumi no Machanism', 'Gekkan Clinical Immunology and Allergology', Vol.48, No.2, 25 August, 2007 (25.08.07), pages 146 to 151	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19
A	Yasushi KURAIISHI, 'Kayumi no Mediator', 'Shoni Naika', Vol.32, No.7, 01 July, 2000 (01.07.00), pages 1004 to 1008	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19
A	Kaori MURAKAMI, 'Hifu Enshosei Shikkan ni Okeru lymph-kyu Shinjn no Byori Soshikigakuteki Kento', 'Japanese Journal of Dermatology', No.111, No.7, 20 June, 2001 (20.06.01), pages 1063 to 1074	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19
A	JP 2005-514065 A (UNIV LIBRE BRUXELLES), 19 May, 2005 (19.05.05), Full text & WO 2003/060119 A2 & EP 1329506 A1 & AU 2003235581 A1 & EP 1468089 A2 & US 2005/153292 A1 & IN 200400377 P3 & AU 2003235581 A8	1-3, 6-8

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2008/073175

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	JP 2005-522430 A (MERCK & CO., INC.), 28 July, 2005 (28.07.05), Full text & WO 2003/065987 A2 & AU 2003210770 A1 & EP 1474093 A2 & US 2006/019945 A1	11-14, 16, 19
A	Rabia Sattar, 'Bioinformatics of granzymes: sequence comparison and structural studies on granzyme family by homology modeling', 'Biochemical and Biophysical Research Communications', Vol.308, 2003, p.726-735	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19
T	Akihisa ENOKIDA, 'Ka Allergy Soyo Kanren Hanno eno Serine Protease eno Kan 'yo', Folia Pharmacological Japonica, Vol.132, No.3, The Japanese Pharmacological Society, 01 September, 2008 (01.09.08), p.39P	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2008/073175

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.: 4-5, 9-10
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:
Claims 4 to 5, 9 to 10 pertain to diagnostic methods to be practiced on the human body and thus relate to a subject matter which this International Searching Authority is not required, under the provisions of Rule 39.1(iv) of the Regulations under the PCT, to search.
2. Claims Nos.: 15, 17-18, 20
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:
See extra sheet.
3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:
See extra sheet.

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest
the

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2008/073175

Continuation of Box No.II-2 of continuation of first sheet(2)

The remedies as claimed in claims 15 and 17 and the remedies as claimed in claims 18 and 20 involve any remedies that are specified respectively by "comprising a substance controlling the expression amount of Granzyme A as the active ingredient" and "comprising a substance controlling the expression of Granzyme A gene as the active ingredient".

However, the description discloses nothing as the substances serving as the active ingredients in the above-described remedies. Therefore, claims 15, 17 to 18 and 20 are neither supported by the description nor disclosed therein. Even though the common technical knowledge at the point of the application is taken into consideration, it is completely unknown what specific compounds are involved therein and what are not. Thus, the above claims are described in an extremely unclear manner.

Such being the case, no meaningful search can be made on the inventions as claimed in the claims as described above.

Continuation of Box No.III of continuation of first sheet(2)

The inventions according to claims 1 to 3, 6 to 8, 13 to 14, 16 and 19 relate to: a biomarker for an allergic disease which contains a polynucleotide having a part of the base sequence of Granzyme A gene and/or a polynucleotide being complementary to the polynucleotide; a biomarker for an allergic disease which contains an antibody recognizing Granzyme A; a method of screening a substance controlling itching accompanying an allergic disease by using Granzyme A; a remedy for an allergic disease which contains an antibody binding to Granzyme A; an expression vector which comprises a substance controlling the expression amount of Granzyme A as an active ingredient and contains an antibody against Granzyme A or a nucleic acid molecule encoding this antibody; or a remedy for an allergic disease which comprises a substance controlling the expression of Granzyme A gene as the active ingredient and which is an antisense nucleic acid against Granzyme A, a ribozyme, a decoy nucleic acid or an siRNA.

The invention according to claim 11 relates to a method of screening a substance controlling the expression of Granzyme A.

The invention according to claim 12 relates to a method of screening a substance controlling itching by using Granzyme A.

Thus, the matter common to claims 1 to 3, 6 to 8, 11 to 14, 16 and 19 resides in Granzyme A.

As the results of the search, however, it has been clarified that Granzyme A is not novel because of having been disclosed in document Rabia Sattar, "Bioinformatics of granzymes: sequence comparison and structural studies on granzyme family by homology modeling", "Biochemical and Biophysical Research Communications", Vol. 308, 2003, p. 726-735.

As a result, Granzyme A falls within the category of prior art and, therefore, this common matter (Granzyme A) is not a special technical feature in the meaning within the second sentence of PCT Rule 13.2.

Thus, there is no matter common to all of the inventions according to claims 1 to 3, 6 to 8, 11 to 14, 16 and 19.

Since there is no other common matter seemingly being a special technical feature in the meaning within the second sentence of PCT Rule 13.2, no technical relevancy in the meaning of PCT Rule 13 can be found

(continued to next sheet)

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2008/073175

among these illustrations differing from each other.

Such being the case, it is clear that the inventions according to claims 1 to 3, 6 to 8, 11 to 14, 16 and 19 do not comply with the requirement of unity of invention.

The present case is divided into the three invention groups as follows:
claims 1 to 3, 6 to 8, 13 to 14, 16 and 19;
claim 11; and
claim 12.

国際調査報告		国際出願番号 PCT/J P 2 0 0 8 / 0 7 3 1 7 5	
A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. C12Q1/68(2006.01)i, C07K16/40(2006.01)i, C12N15/09(2006.01)i, G01N33/15(2006.01)i, G01N33/50(2006.01)i, G01N33/53(2006.01)i, G01N33/573(2006.01)i, C12N9/99(2006.01)n			
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. C12Q1/68, C07K16/40, C12N15/09, G01N33/15, G01N33/50, G01N33/53, G01N33/573, C12N9/99			
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの			
国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語) BIOSIS/MEDLINE/WPIDS (STN), EMBASE (STN), JSTPlus (JDreamII), JMEDPlus (JDreamII), JST7580 (JDreamII)			
C. 関連すると認められる文献			
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号	
X/Y	WOOD G S, 'In situ localization of HuHF serin protease mRNA and cytotoxic cell-associated antigens in human dermatoses', 'American Journal of Pathology', Vol.133, No.2, 1988, p. 218-225	1-3, 11-13/ 6-8, 14, 16, 19	
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。			
* 引用文献のカテゴリー		の日の後に公表された文献	
「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの		「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの	
「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの		「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの	
「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)		「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの	
「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献		「&」同一パテントファミリー文献	
「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願			
国際調査を完了した日 16.01.2009		国際調査報告の発送日 27.01.2009	
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 左海 匡子	4 N 4 4 3 4
		電話番号 03-3581-1101	内線 3488

国際調査報告		国際出願番号 PCT/J P 2 0 0 8 / 0 7 3 1 7 5
C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
Y/A	JP 11-501807 A (MILLENNIUM PHARM INC) 1999.02.16, 請求の範囲, p.10, p.18-19, p.25-26, p.127, p.136-137, FIG.1 & WO 96/027603 A1 & AU 9651783 A & EP 813538 A1 & US 5721351 A & AU 718245 B & US 6066322 A & US 6066498 A & EP 813538 B1 & DE 69636216 E & ES 2264800 T3 & EP 1757621 A2 & DE 69636216 T2 & EP 1757621 A3	6-8/ 1-3, 11-14, 16, 19
A	鹿取信, '薬の有害反応', '標準薬理学', 第6版第3刷, 医学書院, 2003.11.15, p.40-41	2-3, 7-8
Y	WO 2007/026969 A1 (REVERSE PROTEOMICS RES INST CO LTD, JP) 2007.03.08, 請求の範囲11 (ファミリーなし)	14, 16, 19
Y	WO 2007/000884 A1 (UNIV KANAZAWA NAT CORP, JP) 2007.01.04, 請求の範囲15 (ファミリーなし)	14, 16, 19
A	高森建二, 'プロテアーゼと痒み', 'Mon Book Derma', No. 104, 2005.08.25, p.25-29	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19
A	安東嗣修, '動物モデルからみたアトピー性皮膚炎の痒みのメカニズム', '月刊臨床免疫・アレルギー科', Vol. 48, No. 2, 2007.08.25, p.146-151	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19
A	倉石泰, '痒みのメディエーター', '小児内科', Vol. 32, No. 7, 2000.07.01, p.1004-1008	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19
A	村上かおり, '皮膚炎症性疾患におけるリンパ球浸潤の病理組織学的検討', '日本皮膚科学会雑誌', No. 111, No. 7, 2001.06.20, p.1063-1074	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19
A	JP 2005-514065 A (UNIV LIBRE BRUXELLES) 2005.05.19, 全文 & WO 2003/060119 A2 & EP 1329506 A1 & AU 2003235581 A1 & EP 1468089 A2 & US 2005/153292 A1 & IN 200400377 P3 & AU 2003235581 A8	1-3, 6-8

国際調査報告		国際出願番号 PCT/J P 2 0 0 8 / 0 7 3 1 7 5
C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
A	JP 2005-522430 A (MERCK & CO INC) 2005.07.28, 全文 & WO 2003/065987 A2 & AU 2003210770 A1 & EP 1474093 A2 & US 2006/019945 A1	11-14, 16, 19
A	Rabia Sattar, 'Bioinformatics of granzymes: sequence comparison and structural studies on granzyme family by homology modeling', 'Biochemical and Biophysical Research Communications', Vol.308, 2003, p.726-735	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19
T	榎田晃久, '蚊アレルギーそう痒関連反応へのセリンプロテアーゼへの 関与', '日本薬理学雑誌', Vol. 132, No. 3, 日本薬理学会, 2008.09.01, p. 23P	1-3, 6-8, 11-14, 16, 19

国際調査報告

国際出願番号 PCT/JP2008/073175

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見 (第1ページの2の続き)

法第8条第3項 (PCT17条(2)(a))の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求の範囲 4-5, 9-10 は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、請求の範囲 4-5, 9-10 は人体の診断方法に関するものであって、PCT規則 39.1(iv)の規定により、国際調査をすることを要しない対象に係るものである。
2. 請求の範囲 15, 17-18, 20 は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、
特別ページ参照
3. 請求の範囲 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見 (第1ページの3の続き)

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるときの国際調査機関は認めた。
特別ページ参照

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求の範囲について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求の範囲について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求の範囲のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求の範囲について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

様式PCT/ISA/210 (第1ページの続葉(2)) (2007年4月)

国際調査報告

国際出願番号 PCT/JP2008/073175

〈第 I I 欄 2. の続き〉

請求項 15, 17 に記載の治療剤は、「グランザイム A の発現量を抑制する物質を有効成分とする」こと、請求項 18, 20 に記載の治療剤は、「グランザイム A 遺伝子の発現を抑制する物質を有効成分とする」ことによって特定された、あらゆる治療剤を包含するものである。

しかしながら、明細書には、上記治療剤の有効成分となる物質として具体的なものが一切記載されていないから、請求の範囲 15, 17-18, 20 は明細書による裏付けを欠き、開示も欠いている。また、出願時の技術常識を勘案しても具体的にどのような化合物が包含され、どのような化合物が包含されないのかが全く不明であって、前期請求の範囲の記載は著しく不明確である。

したがって、前期請求の範囲に記載された発明について有意義な調査をすることができない。

〈第 I I I 欄の続き〉

請求の範囲 1-3, 6-8, 13-14, 16, 19に係る発明はグランザイムA遺伝子の一部の塩基配列を有するポリヌクレオチドおよび/または当該ポリヌクレオチドに相補的なポリヌクレオチドを含有してなるアレルギー性疾患のバイオマーカー、グランザイムAを認識する抗体を含有してなるアレルギー性疾患のバイオマーカー、グランザイムAを用いて、アレルギー疾患に伴う搔痒を抑制する物質をスクリーニングする方法、グランザイムAに結合する抗体を含有してなるアレルギー性疾患の治療剤、グランザイムAの発現量を抑制する物質を有効成分とし、グランザイムAに対する抗体または当該抗体をコードする核酸分子を含む発現ベクター、又は、グランザイムA遺伝子の発現を抑制する物質を有効成分とし、グランザイムA遺伝子に対するアンチセンス核酸、リボザイム、デコイ核酸若しくは siRNAであるアレルギー性疾患の治療剤に関するものである。

請求の範囲 11に係る発明はグランザイムAの発現を抑制する物質のスクリーニング方法に関するものである。

請求の範囲 12に係る発明は、グランザイムAを用いて、搔痒を抑制する物質をスクリーニングする方法に関するものである。

よって、請求の範囲 1-3, 6-8, 11-14, 16, 19に係る発明の共通の事項は、グランザイムAである。

しかしながら、調査の結果、グランザイムAは、文献

Rabia Sattar, 'Bioinformatics of granzymes: sequence comparison and structural studies on granzyme family by homology modeling', 'Biochemical and Biophysical Research Communications', Vol. 308, 2003, p.726-735

に開示されているから、新規でないことが明らかとなった。

結果として、グランザイムAは先行技術の域を出ないから、PCT規則13.2の第2文の意味において、この共通事項(グランザイムA)は特別な技術的特徴ではない。

それ故、請求の範囲 1-3, 6-8, 11-14, 16, 19に係る発明全てにおいて共通の事項はない。

また、PCT規則13.2の第2文の意味において特別な技術的特徴と考えられる他の共通の事項は存在しないので、それらの相違する説明の間にPCT規則13の意味における技術的な関連を見いだすことはできない。

よって、請求の範囲 1-3, 6-8, 11-14, 16, 19に係る発明は単一性の要件を満たしていないことが明らかである。

なお、この出願は

請求の範囲 1-3, 6-8, 13-14, 16, 19

請求の範囲 11

請求の範囲 12

の3つの発明群に区分される。

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MT, NL, NO, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW

(74)代理人 100125036
弁理士 深川 英里

(74)代理人 100142996
弁理士 森本 聡二

(74)代理人 100154298
弁理士 角田 恭子

(74)代理人 100162330
弁理士 広瀬 幹規

(72)発明者 安東 嗣修
富山県富山市五福3 1 9 0 国立大学法人富山大学内

(72)発明者 倉石 泰
富山県富山市五福3 1 9 0 国立大学法人富山大学内

(72)発明者 中野 祐
富山県富山市五福3 1 9 0 国立大学法人富山大学内

Fターム(参考) 4B024 AA01 AA11 CA01 CA11 DA02 HA08 HA12
4B063 QA18 QA19 QQ02 QQ08 QQ36 QQ42 QQ53 QR08 QR32 QR35
QR42 QR50 QR55 QR62 QR72 QR77 QS03 QS25 QS28 QS34
QS36 QX02
4H045 AA11 BA09 CA40 DA75 EA50 FA74

(注)この公表は、国際事務局(WIPO)により国際公開された公報を基に作成したものである。なおこの公表に係る日本語特許出願(日本語実用新案登録出願)の国際公開の効果は、特許法第184条の10第1項(実用新案法第48条の13第2項)により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。